



児童虐待防止を考える機会にしましょう 5月5日(こどもの日)から1週間は 「児童福祉週間」です

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098

みんなので防ごう児童虐待

近年、町での児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。家庭という密室の中で起こる児童虐待は、近隣地域など身近に接する人たちからの通報が重要です。

虐待かどうかは、あくまで子ども側に立って考えます。いくら養育者が「子どものしつこい」と思っても、子どもが心身の傷となるほど「痛い」「辛い」「悲しい」と感じる場合は虐待となります。養育者には実際に養育している人(例: 祖父母、親の恋人など)も含まれます。

周りの皆さんの関心が大切

例えばこんなことが気になりませんか？

子どもの様子

- 不自然な傷・アザ・やけどなどがある
- 身体や衣服が不潔である
- 話しかけても表情の変化に乏しい、反応が少ない
- 家庭のことを話したかららない
- 夜、ひとり外に出されている
- 家に帰らなかった

保護者・家庭の様子

- 長時間または頻回に子どもの泣き声が聞こえる
- 親の怒鳴るような叱責しっせきが日常的にある
- 親が子どもを叩いたりけつたりする行為が目撃される
- 同居しているはずの乳幼児の姿を全く見ない
- 家の中や周囲が乱雑で汚れている
- 子どもがケガや病気をしても病院へ連れていかない
- 子どもだけを置いて外出することが多い

事態を深刻化させないためには、早期発見が大切です。少しでも気になることがあれば、連絡をください。

- また、保護者自身が虐待してしまい、そうなどの相談内容もお受けします。
- 疑いや心配があるだけでも連絡をお願いします。
- お知らせいただいた人の秘密は守られます。
- 匿名での相談・お知らせでも結構です。

虐待の連絡

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

- 町健康福祉課子育て支援係 ☎ 34-2098

土・日曜日、祝日、夜間(午後5時15分～午前8時30分)

- 児童家庭支援センターあすか ☎ 44-5800

24時間365日

- 県中央こども家庭相談センター ☎ 0742-26-3788
- 天理警察署 ☎ 0743-62-0110
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 0570-064-000

あなたの連絡が保護者の支援につながります

連絡をすることで救えるのは子どもだけではありません。虐待をしている保護者も、心の中では誰かに止めてもらいたい、助けて欲しいと思っている場合があります。あなたが虐待に気づき行動することは、保護者を救う助けにもなります。

子育て相談

育児を頑張りが過ぎていませんか。偏食・夜泣き・言葉の遅れなど育児には悩みがつきものです。一人で考えこまずにお気軽にご相談ください。

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

- 保健センター ☎ 33-8000

午前10時～午後4時

- 地域子育て支援センター宮古保育園 ☎ 34-1611 / ☎ 0120-194-783
- 子育て相談センター宮森保育園 ☎ 33-1611 / ☎ 0120-783-194
- 子育て相談センター子どもの森阪手保育園 ☎ 34-1612 / ☎ 0120-733-860

妊娠中の相談

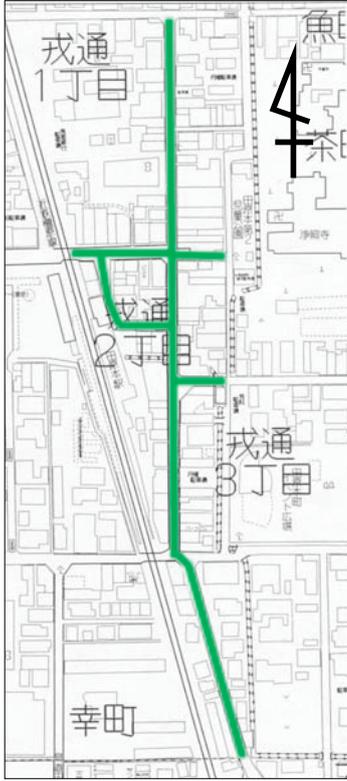
妊娠をしたが望んでいない、誰にも言えず、困っている。一人で悩んだり、不安になったりすることがありません。そんな時は「妊娠なんでも110番」にご相談ください。

- 奈良県「妊娠なんでも110番」(電話相談) ☎ 0742-26-3110 / 火・金曜日…午後4時～8時 / 土・日曜日…午後1時～8時(祝日・年末年始を除く)



指定する道路

緑色の道路が、指定する道路となります。



田原本駅前 の活性化のために 田原本駅東側周辺（戎通り）の 空き店舗へ出店する人を応援します

産業観光課商工観光係 ☎ 34・2080

田原本駅前の活性化を図るため、空き店舗を利用して出店する人を対象に、補助金を交付する「田原本駅前活性化対策事業」を実施します。

対象者 田原本駅東側周辺の指定する道路（左図参照）に接し、原則3カ月以上利用されなくなった空き店舗など（テナント部分を含む）を借り受け出店する人

補助金の額など
▼店舗などの賃借料
月額賃借料の2分の1
※敷金、仲介手数料など賃貸契約に関する諸費用を除く。

対象期間 1年間（月額5万円限度）
▼店舗などの改修に要する経費
改修費の2分の1（50万円限度）

※什器、備品の購入、設備機器の設置を除く。

注意事項
●1000円未満の端数は切り捨てとなります。
●家賃補助を受ける場合、会計年度を越える月分の補助については、翌会計年度の予算状況に基づき決定することになります。

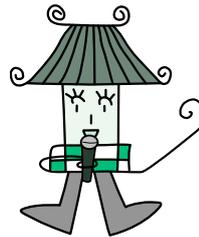
●改修費補助を受ける場合は、補助金の交付決定を受けられた年度内に改修を終了していただく必要があります。

申請方法など
詳細は、町ホームページをご覧ください。
☎ <http://www.town.tawaramoto.nara.jp>

田原本町にぎわい創出・地域活性化事業 まちがにぎわう魅力ある事業を募集

産業観光課商工観光係 ☎ 34・2080

皆さんの
知恵と力で
田原本町を
元気に！



交付対象団体
町内に主な活動の基盤を有する自治会、商工会、農業法人、NPOなど地域づくりに積極的に取り組んでいる民間団体（宗教活動、政治活動または営利を目的とする団体でないこと）

補助金額
補助対象経費の2分の1以内で、1件当たり10万円～100万円の範囲内（ただし、町の予算の範囲内）
応募に必要な書類

詳しくは、産業観光課窓口で配布している募集要領をご覧ください。
申請書などは、町ホームページからダウンロードできます。

☎ <http://www.town.tawaramoto.nara.jp>

応募期間

5月29日（金）まで

午前9時～午後5時

（土・日曜日、祝日を除く）

応募方法

応募内容を説明できる人が、産業観光課商工観光係へ必要書類を持参してください。

町の産業及び観光の振興を図るため、まちのにぎわいを創出し、地域を活性化するための新たな事業（伝統文化に関する事業を含む）に対して、事業費の一部を補助します。
皆さんのご応募をお待ちしています。

対象事業
町内で実施する新規事業か既存事業で、継続してまちのにぎわい創出と地域の活性化が期待できる事業。
ただし、既存事業については、前年度に比して創意工夫が生かされていると認められたものに限りです。